

## 次 第

令和7年度 第1回 とよた森づくり委員会

令和7年7月17日（木）  
豊田市役所 南51会議室

- |                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| <b>1 開会</b>                           | 14:00- |
| <b>2 報告</b>                           | 14:10- |
| (1) 令和6年度取組実績及び令和7年度取組概要について (資料1)    |        |
| <b>3 情報共有</b>                         |        |
| (1) (一社) ウッディーラー豊田の木材利用に関する取組について     |        |
| <b>4 議事</b>                           |        |
| (1) 木材利用に関する今後の方針と基本的施策               |        |
| ア 豊田市森づくり条例第3条（基本理念2）の改正案について (資料2～4) |        |
| イ 木材利用に関する基本的施策について (資料2)             |        |
| <b>5 閉会</b>                           | 17:00  |

※名簿（裏面）

## 名 簿

## とよた森づくり委員

(任期：令和5年7月18日～令和7年7月17日)

氏 名	所 属 等	出 欠
赤堀 楠雄	林材ライター	○
臼田 寿生	岐阜県森林研究所 森林資源部長	○
岡本 透	(国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所 立地環境領域土壌特性研究室 室長	欠席
片桐 正博 (副会長)	前 豊田森林組合 代表理事組合長	欠席
國友 淳子	トヨタ自動車(株) 社会貢献推進部 共生社会推進室	○
蔵治 光一郎	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授	欠席
鈴木 辰吉	森づくり会議森林所有者	○
富永 英明	あさひ製材 代表者	○
新津 裕	岐阜県立森林文化アカデミー 准教授	欠席
西垣 貴文	西垣林業(株) 代表取締役副社長	○
樋口 真明	(一社) ウッディーラー豊田 代表理事	○
藤富 勝行	公募委員	○
古橋 真人	(一財) 古橋会 常務理事	○
水嶋 淳	水嶋建設(株) 代表取締役社長	○
横井 秀一 (会長)	造林技術研究所 代表	○

## オブザーバー

國松 薫	愛知県豊田加茂農林水産事務所 林務課長	○
鈴木 敬介	豊田森林組合 参事兼森林整備課長	○
脇迫 博文	産業部長	欠席

## 事務局 (豊田市)

谷原 美保	産業部副参事 (農林振興担当)	○
井崎 広児	産業部森林課長	○
小山 剛	産業部森林課 副課長	○
深見 隆之助	産業部森林課 担当長	○
黒谷 和男	産業部森林課 担当長	○
後藤 充宏	産業部森林課 担当長	○

## 資料 1

令和 7 年 7 月 17 日  
とよた森づくり委員会

## 令和 6 年度取組実績及び令和 7 年度取組概要

## 1 令和 6 年度取組実績（重点取組項目）

## (1) 過密人工林の一掃に向けた間伐の推進

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化の達成基準の明確化</li> <li>団地計画の進捗状況の検証</li> <li>私有林人工林の集約化 1,100ha</li> <li>過密ステージにおける間伐 260ha</li> </ul>
主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全化の達成基準案について森づくり委員会で合意（2月）</li> <li>8団地において団地計画の進捗状況を検証（7月～3月）</li> <li>集約化 1,099ha（※ 団地化 1048ha、一括化 51ha）</li> <li>過密ステージの間伐 153ha</li> </ul>

## (2) 持続可能な森づくりの課題への対応

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林所有者の森林離れを踏まえた新たな森林管理の仕組みの具体化</li> <li>次期構想の策定に向けた課題の整理（森林区分、目標林型、森林整備の指針等）</li> <li>森林作業員向けの安全教育研修の実施</li> <li>新規就業者確保のための見学会の実施</li> </ul>
主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>「森の相談窓口」の設置を決定（3月）</li> <li>森林区分等の案について森づくり委員会で合意（2月）</li> <li>作業員向けの安全研修及び新規就業者確保イベント「林業体感・見学ツアー」を実施（7月～3月）</li> </ul>

## (3) 効率的な林業用路網の管理手法への転換

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理区分を踏まえた林道パトロール体制の試行</li> <li>BCP 路線の整理と災害パトロール体制の方針整理</li> </ul>
主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 班体制での林道パトロールを試行（4～3月）</li> <li>BCP 路線の現地調査を実施（藤岡・小原地区：5～6 月）、藤岡地区の BCP 路線を整理（3月）</li> <li>災害時のパトロール体制の方針整理（3月）</li> </ul>

## (4) 地域材の利用促進

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊田市産材の市内流通を促す取組の検討と実施</li> </ul>
主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウッディーラー豊田の新たな方向性の素案を作成（3月）</li> <li>地域材セミナーを開催（7月）</li> </ul>

## (5) 森林環境教育及び普及啓発の推進

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会によるとよた森林学校の運営と検証</li> <li>流域学習プログラムの実施体制の整備</li> </ul>
主な取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行委員会による運営実施、次年度も継続を確認（4～12 月）</li> <li>教員向け研修を実施（8月）</li> <li>森づくり月間イベントの実施（10月）</li> </ul>

## 2 令和7年度当初予算概要

会計	目	R7年度	R6年度	増減額
一般会計	林業費	931,060	943,059	△11,999
	【財源内訳】			
	国庫支出金	178,000	222,915	△44,915
	森林環境譲与税	208,540	189,100	19,440
	その他特定財源	81,959	37,853	44,106
	一般財源	462,561	493,191	△30,630
	災害復旧費	26,000	26,000	0
	【財源内訳】			
	一般財源	26,000	26,000	0
特別会計	水道水源保全費	85,322	85,514	△192
	【財源内訳】			
	水道水源保全基金 他	85,322	85,514	△192

## 3 令和7年度予算等から見る事業予定数量

項 目	予算措置・実績 数量	
	R7年度(予算)	R6年度(実績)
間伐事業量	972ha	775.02ha
切置き間伐(市関連) ※1	452ha	332.71ha
切置き間伐(県関連) ※2	320ha	242.20ha
利用間伐(市上乘せ)	20ha	—
利用間伐(市上乘せなし)	180ha	170.40ha
その他	—	29.71ha
森づくり団地面積	1000ha	1048.03ha
路網	25,398m	45,616m
林道(林業専用道含む)	—	164m
作業道	2,100m	1,165m
搬出路	23,298m	44,287m

※1 間伐促進事業や矢作川水源基金など切置き間伐に対して市が予算執行する事業

※2 県が執行するあいち森と緑づくり事業や治山(保安林)事業

## 4 具体的施策（新・豊田市 100 年の森づくり構想、第 4 次森づくり基本計画）

## 基本理念 1 公益的機能が発揮される森づくり

施策	1 過密人工林の健全化 2 持続可能な森づくりに向けた仕組みの整備 3 森林情報基盤の整備		
主な取組内容	私有人工林の団地化（900ha）、過密ステージの間伐（260ha）、団地計画の進捗状況の検証（10 団地）、森の相談窓口、森づくり情報基盤整備業務、地籍調査		
主な事業	事業名	予算額（千円）	増減額（千円）
	・団地化推進費	74,671	△3,754
	・間伐関係補助金、委託費	239,619	80,869
	・水源かん養機能モニタリング調査費	11,322	808
	・森林管理支援費 <b>NEW</b>	503	503
	・計画推進費 <b>一部 NEW</b>	50,447	46,000
	・森林地域地籍調査事業費補助金	5,577	4,304

## 基本理念 2 木材の循環利用を進める森づくり

施策	4 経済と保全のバランスがとれた木材生産 5 効率的な林業用路網の管理と整備 6 地域材の流通と利用促進		
主な取組内容	林道改良、修繕ほか、管理区分を踏まえた林道パトロール体制、中核製材工場への原木供給（28,800 m <sup>3</sup> ）、テナント店舗木質化モデル事業		
主な事業	事業名	予算額（千円）	増減額（千円）
	・高性能林業機械施業促進費補助金	3,630	1,333
	・林道舗装費（6 路線）	97,220	△46,570
	・林道改良費（7 路線）	73,853	△37,057
	・地域材利用拡大推進費	8,090	1,000

## 基本理念 3 地域づくりと一体となった森づくり

施策	7 山村振興と森づくりとの融合		
主な取組内容	地域と一体となった森づくりモデル事業、危険木伐採補助		
主な事業	事業名	予算額（千円）	増減額（千円）
	・危険木伐採支援事業補助金 <b>NEW</b>	10,000	10,000

## 基本理念 4 人材育成と共働による森づくり

施策	8 森づくり人材の確保・育成 9 森づくりへの市民理解の醸成 10 共働による森づくりの推進		
主な取組内容	林業大学校等就学支援（6 人）、新規就業者確保のための見学会、 <b>伐木協議会支援</b> 、森林学校実行委員会負担金、森づくり月間啓発、流域学習プログラム		
主な事業	事業名	予算額（千円）	増減額（千円）
	・森づくり推進組織育成支援費交付金	40,000	△6,000
	・新規就業者育成推進対策費補助金	20,000	△4,000
	・人材育成費（森づくり推進費）	2,500	0
	・森林環境教育推進費	15,540	△4,350

## 木材利用の今後の方針

## 構想2028 地域材関連事項の現時点での変更イメージ（案）

現構想	構想2028（案）
<p>「5章 豊田市の森づくりの基本理念」（p9）</p> <p><b>木材の循環利用を進める森づくり</b></p> <p>造林から伐採・搬出にいたる林業と、地域材を利用した製材業や建築業などの木材産業が健全に発展することにより、木材資源の循環利用が可能となり、その結果、人工林の適正な管理が促進されます。</p> <p>そのため、木材の安定生産と資源の再生が可能な林業と、地域で生産された木材を有効利用するための木材産業の振興を図ります。</p>	<p><b>森林資源を有効に活用する森づくり</b></p> <p>豊田市内での身近な森林資源の活用を促進することは、脱炭素社会の実現に貢献するとともに市内をはじめとした矢作川流域の森林整備への理解につながります。</p> <p>そのためには、森林保全に配慮する林業及び地域材を利用した製材業や建築業などの木材産業の振興を図ります。</p>
<p>「6章 豊田市の森づくりの基本的施策」</p> <p>1 主要施策の体系（p10）</p>	<p>※施策に合わせて変更</p>
<p><b>3 木材の循環利用のための長期の指針</b></p> <p>（1）木材資源の動向（p18）</p>	<p><b>3 森林資源の有効活用のための長期の指針</b></p> <p>（1）豊田市の木材生産と流通の現状</p> <p>※R6年度 第3回委員会資料3を反映した記述</p>
<p>（2）循環利用のための長期の指針（p18）</p>	<p><b>（2）木材生産の基本的事項</b></p> <p>ア）森林保全に配慮した林業の浸透（保全ルール）</p> <p>イ）安定的な原木生産体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内原木生産・供給体制の安定化</li> <li>・生産システム（現構想 p18 3(2)②素材生産）</li> <li>・データ整備（現構想 p19 4 森林の把握）</li> <li>・路網整備（現構想 p20 6 林業用路網の整備）</li> </ul>
<p><b>4 森林の把握</b></p>	<p><b>（3）豊田市産材活用の基本的事項</b></p> <p>ア）市内・流域内での利用喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田市産材の認知向上</li> </ul> <p>（間伐材のイメージチェンジ）</p> <p>※環境負荷の少ない出材方法</p> <p>※健全な森づくりより生産された木材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援体制の強化</li> <li>・建築以外での活用促進</li> <li>・新たな活用をする人材の発掘</li> <li>・流域への展開</li> <li>・建築物等の木材利用</li> </ul>
<p><b>5 地域材の利用拡大(p19)</b></p>	
<p>（1）加工流通体制の構築（p19）</p>	
<p>（2）利用拡大の推進（p17）</p>	
<p>（3）市民理解の促進</p>	
<p>（4）公共建築物等での木材利用の推進(p20)</p>	
<p><b>6 林業用路網の整備（p20）</b></p>	

## 豊田市森づくり条例第3条（基本理念2 木材の循環利用を進める森づくり） の改正の検討

### 1 背景

平成17年度の市町村合併により、豊田市は広大な森林資源を有することとなり、市主体での森林施策が求められるようになりました。このため、従来の林業振興を中心とした施策から、森林の持つ公益的機能を活かす方向にシフトし、持続可能な森林管理を目指してきました。

現行条例の「森林資源の循環利用が可能な森づくり」という表現は、一般的に「皆伐・再造林推進」と結びつけられるため、市の進める再造林の考え方と整合しない点が課題となっています。また、「林業及び木材産業の健全な発展」という表現では、森林保全と林業振興のバランスが欠けているため、これを改善するために条例改正が必要と考えました。

### 2 趣旨

本改正案は、市が進めている森林施策と整合性の取れた表現に修正し、以下の視点を強調します。

#### （1）環境配慮を前提とした森林資源の活用

市が進める森林施策は、森林資源の有効活用を推進することに加えて、森林の持つ公益的機能の保全を重視しています。このため、従来の「森林資源の循環利用」という表現を見直し、「**身近な森林資源の持続的な活用**」および「**これらの有効な活用を促進**」という表現に変更し、誤解を招くことのない方向性を示します。

#### （2）森林の公益的機能と林業のバランス

現行の「林業及び木材産業の健全な発展」という表現では、森林保全とのバランスが不十分であったため、「**森林保全に配慮した林業及び木材産業が可能な**」という表現に改め、森林保全と産業振興を両立させる姿勢を明確にします。

#### （3）市民視点での森林資源活用

従来の「林業及び木材産業を振興する」という表現は広すぎるため、「**身近な森林資源の有効活用を促進する**」という表現に変更し、市民の参加と理解を得やすい形にします。

### 3 現行条例と改正案（新旧対照）

現行文	改正案
<p><b>第3条第1項(2)</b> 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。</p>	<p><b>第3条第1項(2)</b> 身近な森林資源の持続的な活用が、公益機能の発揮される森づくりに寄与することから、これらの有効な活用を促進するとともに、森林保全に配慮した林業及び木材産業が可能な森づくりを推進すること。</p>

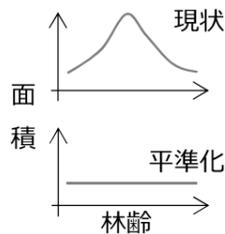
### 皆伐再造林を市施策として促進しない理由

個別ヒアリングでは、皆伐再造林<sup>※</sup>は林業にとっては必要だという意見と、森林所有者にとっては損をする危険性が高いので辞めた方が良いという意見があった。これらの意見を踏まえて皆伐再造林の市の対応を検討した結果を報告する。

※ 一定区域内の人工林の立木をすべて伐採し、その跡地に再び造林すること。

#### 1 皆伐再造林が近年注目されている理由

- ① 林業の持続に必要なため
  - 人工林の若返りと林齢の平準化<sup>※1</sup>に寄与
- ② 花粉症対策のため（少花粉スギなどの再造林時のみ）



※1 林齢の平準化：森林全体の年齢構成をバランスよく整えること

#### 2 現状として、市内人工林の皆伐再造林はほとんど行われていない

- 林業目的の皆伐は約 20 ha/年 (R6) (私有林人工林の約 0.07%)
- このうち、再造林は約 16 ha/年

#### 3 皆伐再造林を市施策として促進しない理由

- ① 人工林を維持するために、**永続的に補助金を投入する必要がある**
  - 皆伐の生産性は高いが、再造林のコストが高く、補助金無しでは収支はマイナス。林業経営としては成り立たない (図1)
- ② 一定期間、森林の持つ公益的機能が低下 (図2 ; 例 山地災害防止機能の場合)

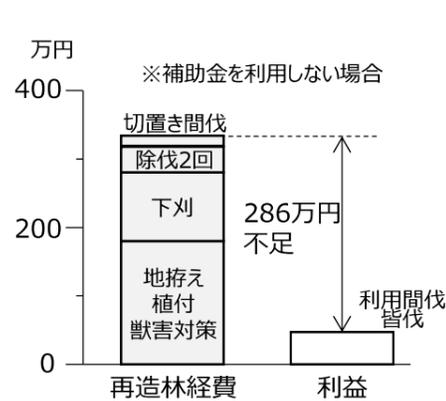


図1 再造林経費と皆伐再造林時の利益  
林政審議会資料 (R2.11.16) 改変

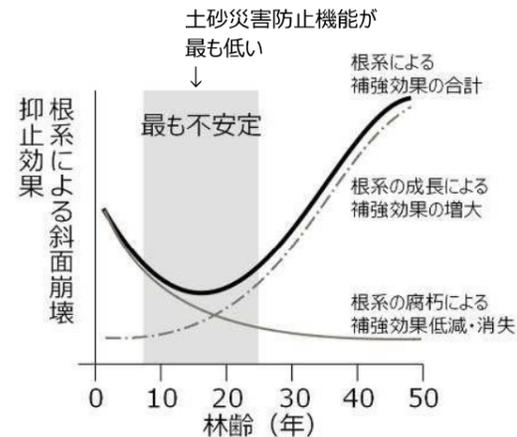


図2 根系による斜面崩壊抑止効果の皆伐再造林後の経年変化  
豊田市森林保全ガイドライン

#### ③ 平準化は実質的には不可能

- 間伐を取りやめ、全作業員が皆伐のみを実施した場合においても、60年後 (2085年) の年齢<sup>※2</sup>構成は大きくは変わらない (図3)

※2 年齢とは、森林の年齢を5年の幅で括ったもの。10年齢であれば、46~50年生の森林

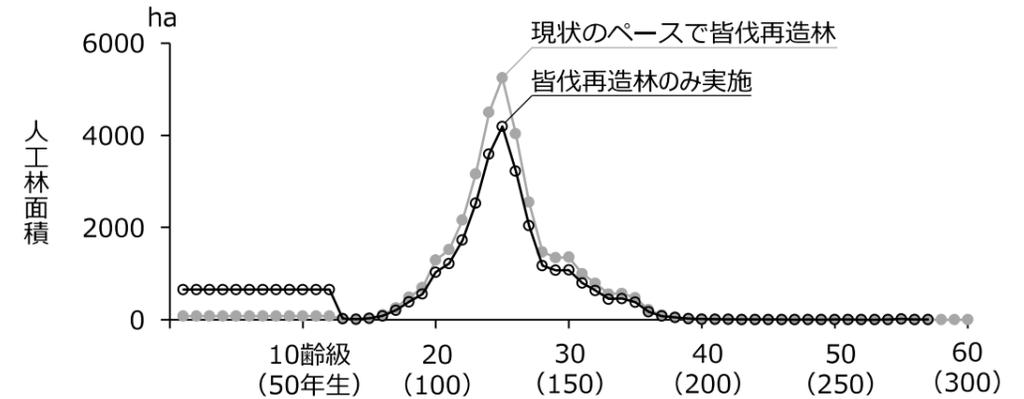


図2 60年後 (2085年) の年齢分布予想図

現状のペースで皆伐再造林を実施した場合 (16 ha/年) と間伐を取りやめ、全作業員が皆伐のみ実施した場合 (130 ha/年)

皆伐再造林を反対しないが、現在の情勢を考慮すると、民間主導での実施が望ましい

備考：間伐の代わりに皆伐のみを実施した場合の年間皆伐面積 S の算出方法

- 前提条件
  - 生産性は皆伐 7.14 m<sup>3</sup>/人日、間伐 4.17 m<sup>3</sup>/人日 (林政審議会資料 R2.11.16)
  - 市内全域の年間間伐面積は 200 ha、間伐率は 33%
  - 間伐時の年間合計人工数をすべて皆伐に振り替えた場合における、年間皆伐面積 S ha を算出する。なお、林分材積は V m<sup>3</sup>/ha とする。
- 皆伐時の年間合計人工数 = S ha × V m<sup>3</sup>/ha ÷ 7.14 m<sup>3</sup>/人日
- 間伐時の年間合計人工数 = 200 ha × V m<sup>3</sup>/ha ÷ 3 ÷ 4.17 m<sup>3</sup>/人日
- S × V ÷ 7.14 = 200 × V ÷ 3 ÷ 4.17  
S = 114 ha/年
- これに既存の年間皆伐面積 16 ha/年を加えた 130 ha/年が市内の年間皆伐面積 (間伐をすべて中止した場合) となる